

## 『令和7年度税制改正大綱発表 成長型経済への移行を強調』

自由民主党および公明党は12月20日、「令和7年度税制改正大綱」を発表した。衆議院での令和6年度補正予算の採決にあたり国民民主党を含めた3党幹事長合意による、いわゆる103万円の壁の178万円への引き上げやガソリン暫定税率廃止は、考え方冒頭の「なお書き」にて、「引き続き、真摯に協議を行っていく」とされた。大綱では、物価上昇局面における税負担の調整として、基礎控除については、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額の10万円引き上げ、および給与所得控除については55万円の最低保障額を65万円に引き上げるとしている。また大学生年代に関する新たな特別所得控除を創設し、人手不足等に向けた就業調整に対応する。

スタートアップへの投資促進として、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰り戻し還付制度を創設。中小企業経営強化税制の拡充。貯蓄から投資の流れを加速するため、NISAの積み立て投資枠についてETFの最小取引単位を見直し、iDeCoの拠出限度額についての「穴埋め型」による引上げを実施する。また、子育て世帯等に対する住宅ローン控除や住宅リフォーム税制、生命保険料控除の拡充を挙げている。



## 『税制改正で年末調整が複雑に 「103万円の壁」 問題の結末』

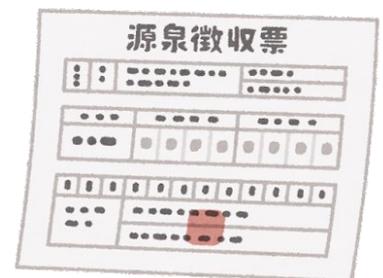
12月20日、令和7年度税制改正大綱が発表された。注目すべきは基礎控除・給与所得控除などの改正だ。かねてより与党と国民民主党とで協議されてきた「103万円の壁」の合意内容が反映された形だ。ポイントは次の3つとなる。

まず基礎控除だ。控除額が48万円から58万円に引き上げられる。しかし所得額が2,350万円を超えると控除額は逡減し、2,500万円超で0円となる。また、住民税の基礎控除額は43万円のままで。

次に給与所得控除だ。現行の最低保証額がプラス10万円の65万円となる。必要経費の特例の金額も65万円となるが、青色申告の特別控除額はなんら変更がない。

最後に特定親族特別控除だ。これは新設の制度である。大学生など、特定扶養控除の対象となる親族等が所得額48万円以上稼いでいても一定額は所得から差し引けるようにするものだ。ただし親族の所得額に応じて控除額も細かく変わる。

課税の公平と国民への配慮でなされた改正だが、これにより来年、年末調整の複雑な用紙が1つ増える。すでに難解になっているにもかかわらず、だ。税の三原則の1つに「簡素」があるが、為政者側は失念してしまったのかもしれない。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)